

24. 海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領における改正点の解説 (燃料油供給証明書の電子データ)

1. はじめに

2024 年 12 月 26 日付一部改正により改正されている海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領中、燃料油供給証明書の電子データに関する事項について、その内容を解説する。なお、本改正は 2025 年 1 月 1 日から施行される。

2. 改正の背景

MARPOL 条約附属書 VI 第 18 規則において、燃料油供給業者が発行する硫黄含有量等の情報を含む燃料油供給証明書（BDN）に関する記載の詳細は付録 V の記載に準ずる等の規定がされており、本会は、当該要件を関連規則に取入れている。

近年、船舶の証書等に関し電子書式が認められている中、2023 年 7 月に開催された IMO 第 80 回海洋環境保護委員会（MEPC 80）において、PSC 等での利便性を考慮して燃料油供給証明書についても、ハードコピーに加えて電子書式を認める統一解釈が合意され、MEPC.1/Circ.795/Rev.8 として採択された。

このため、MEPC.1/Circ.795/Rev.8 に基づいて、関連規定を改めた。

3. 改正の内容

海洋汚染防止のための構造及び設備規則検査要領 8 編 1.2.3-5.

燃料油供給証明書として、ハードコピーに加えて電子書式が認められる旨を追記した。ただし、この電子燃料供給証明書は、編集、改ざん及び変更から保護され、かつ、追跡番号、透かし模様、タイムスタンプ、QR コード、GPS 座標等による認証が可能でなければならない。